

浄化槽清掃業許可証

住所 函館市赤川町90番地の4

氏名 株式会社 亀田清掃

代表取締役 池田 善徳

浄化槽法第35条の規定に基づき、令和8年2月10日付申請の浄化槽清掃業について許可する。

ただし、次の事項を承知すること。

令和8年3月25日

亀田郡七飯町長 杉原 太



- 許可の期間 令和8年4月1日より
令和9年3月31日まで
- 許可の区域 七飯町一円
- 営業にあたっては、浄化槽法、同法施行令及び同法施行規則を遵守すること。
- 廃棄物の取り扱いについては、生活環境の保全上支障のないように的確にその業務を遂行する。

NO COPY

再複写無効